

平成27・28年度 建設工事 競争入札参加資格申請について

平成27・28年度において、伊南行政組合が発注する「建設工事」に係る契約についての競争入札に参加するためには、入札参加資格が必要となります。

入札参加資格を希望される方は、下記の事項に留意のうえ「入札参加資格審査申請書」を提出してください。

(追加申請の受付期間・申請事項の変更届については、下欄に掲載してあります。)

1. 定期受付について

- | | |
|-------------|---|
| 1) 受付期間 | 平成27年2月1日から 平成27年2月28日まで
(土日、祝日を除く) |
| 2) 受付時間 | 午前8時30分から 午後5時15分まで |
| 3) 資格要件 | ① 建設業法第3条第1項の規定により許可を受けた業者であり、かつ、その業務に関し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過した者。
② 次の各号のいずれかに該当しない者
・ 制限行為能力者
・ 破産者で復権を得ない者
・ 建設業を営む者で、その業務に関し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から2年を経過しない者。
・ 構成市町村（駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村）の定める暴力団排除条例等に規定する暴力団員又は暴力団関係者
③ その他、長野県の資格要件に準ずる。 |
| 4) 資格審査の基準日 | 平成26年10月1日 |
| 5) 資格有効期間 | 平成27年6月1日から 平成29年5月31日まで |
| 6) 申請書の様式 | 特に指定はありません。長野県指定様式、駒ヶ根市指定様式等を参照してください。 |
| 7) 提出方法 | 持参 又は 郵送（当日必着のみ有効）
(※ 受領票が必要な場合は申請者でご用意願います。) |

8) 提出先 伊南行政組合 事務局
 〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂3230番地
 TEL 0265-82-8003

9) 提出書類 長野県に登録の方、又は申請済の方は、提出書類の一部を省略可とします。また、建設業許可業者の方も、提出書類の一部を省略可とします。
 (下記の一覧表にもとづき提出書類の作成をお願いします。)

《 提出書類の一覧表 》

提出書類	様式	備考	通常申請の方	長野県に登録の方
入札参加申請書	任意様式	申請書、参加資格登録業種、技術職員数	要	要
営業所一覧表	任意様式		要	(省略可)
委任状	任意様式	支店又は営業所等において入札参加申請をする場合	(該当者)	(該当者)
納税証明書 (申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)	写し可	法人業者は「納税証明書その3の3」、個人業者は「納税証明書その3の2」	要	要
経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	写し		要	要
建設業許可証明書	写し		要	(省略可)
登記事項証明書 (申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)	写し		要	
定款 (*)	写し		要	
営業の沿革 (*)	任意様式		要	
工事経歴書 (*)	任意様式	直前2年分	要	
技術者経歴書 (*)	任意様式		要	
営業用機械器具調書 (*)	任意様式		要	
主要取引金融機関調書 (*)	任意様式		要	
財務諸表 (*)	任意様式	直前営業年度1年度分	要	
◎通常申請の方で、建設業許可業者は(*)印の書類を省略可とします。				

2. 追加受付について

- 1) 受付期間 平成27年 7月1日から 平成27年 7月31日まで
 平成27年10月1日から 平成27年10月31日まで
 平成28年 2月1日から 平成28年 2月28日まで
 平成28年 7月1日から 平成28年 7月31日まで
 平成28年10月1日から 平成28年10月31日まで

(土日、祝日を除く)

- 2) 資格有効期限 追加登録期間の翌月1日から 平成29年5月31日まで
 (受付時間、資格要件、審査基準日、提出書類、提出方法、提出先は定期受付に準ずる)

3. 申請事項の変更について

- 1) 提出書類 変更届 (任意様式: 変更事項の変更前及び変更後、変更年月日を記載のこと)
 添付書類 (変更事項により次の書類を添付すること)

入札参加資格申請書変更届添付書類

変更事項	添付書類	登記事項証明書 (写し)	印鑑証明書 (写し)	委任状 (委任先有の場合)	備考
1) 商号		○			
2) 代表者		○			
3) 本所所在地		○			
4) 本社電話・FAX番号					変更届へ記載のこと
5) 資本金		○			
6) 使用印			○		
7) 委任先(受任者)				○	
8) 委任先所在地				○	
9) 委託先電話・FAX					変更届へ記載のこと
10) その他					変更内容がわかる書類

- 2) 受付期間 随時受け付けます。
 (受付時間、提出方法、提出先は定期受付に準ずる)

- 3) 適用期間 変更申請月の翌月1日から平成29年5月31日まで